

浄化槽を設置されている皆さまへ

設置された浄化槽は、定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期の保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒薬の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をしてください。

法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を發揮しているかを指定検査機関（一般社団法人山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から

8カ月の間に受ける設置後の水質検査（7条検査）と、その翌年から毎年1回受ける定期検査（11条検査）の2種類があります。

検査はいずれも有料で、料金は次のとおりです。検査機関から検査の案内が届きましたら、忘れずに料金を納付し検査を受けてください。

■法定検査料金

- （5、7、10人槽の場合）
- ・7条検査 9500円
- ・11条検査 5500円
- （単独処理浄化槽は、4200円）

■問い合わせ

- ・柳井健康福祉センター
- ☎0820（22）3631
- ・町下水道課 下水道班
- ☎0820（79）1014
- ・山口県浄化槽協会柳井支部
- ☎0820（22）4665

35 周防大島の文化財

庄地のスイドウ（久賀）

スイドウ（水洞）というのは、谷あいから流れる自然水を、耕地の下にくぐらせた水路で樋を使って必要な水量だけを取り込み、下方の水田へと送るしくみをいいます。必要な水を適温で確保しつつ耕地を広く取れるようにした工夫で、生産を高めるための灌漑用^{かんがい}に用いられていたのです。

久賀のスイドウの研究は、宮本常一先生と地元の有志によって早くから進められていました。宮本先生は庄地のスイドウについて次のように述べています。

「庄地部落の北につづく東向きの斜面の棚田の石垣はまったくみごとである。径2mもあるような石を積みかさねたところがある。まるでお城の石垣のようである。こういう石垣はこれをつきあげて以来一度もくずれたことはなかったであろうが、そのは



じめここに田をひらいたころの農民の苦心のほどがしのばれる。」（宮本『民衆の知恵を訪ねて』）

約700年前に高度な石工の技術により構築されたスイドウは全国的にもめずらしく、久賀特有のもので、1972年5月12日に山口県の有形民俗文化財に指定されました。

《周防大島町文化財保護審議会委員 金本 豊》

